

第5章

市民、地域の団体、事業者の皆さんへ

多様な人権施策を行うには、行政機関だけではなく、市民・地域の団体・事業者等全ての方々の理解と協力が必要不可欠です。地域社会全体が人権尊重の意識を持つことにより、本指針の基本理念の実現が可能となります。

1 市民の皆さんへ

今、家庭、学校、企業、施設など社会の中で、様々な人権問題が起こっています。

令和2（2020）年から急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症では、患者や医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じ、私たちの日頃の生活の中で人権問題を改めて考えるきっかけともなりました。人権意識を持つということは、他人の特別な問題ではなく、自分自身の問題として人に寄り添って考えることにほかなりません。

市民一人一人が、日常生活の中で人権感覚を身に付け、人権尊重の視点を大切にし、それぞれの個性を認め合いながら、お互いを思いやり、心豊かに暮らしていけるよう助け合いましょう。

2 地域の団体の皆さんへ

地域社会は、市民が日常の地域活動等を通じて様々な人権問題について理解を深め、実践する場であり、特に、子どもたちにとっては思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な意味合いがあります。人権感覚は、地域社会における日常の交流の中で自然に会得されていくものです。

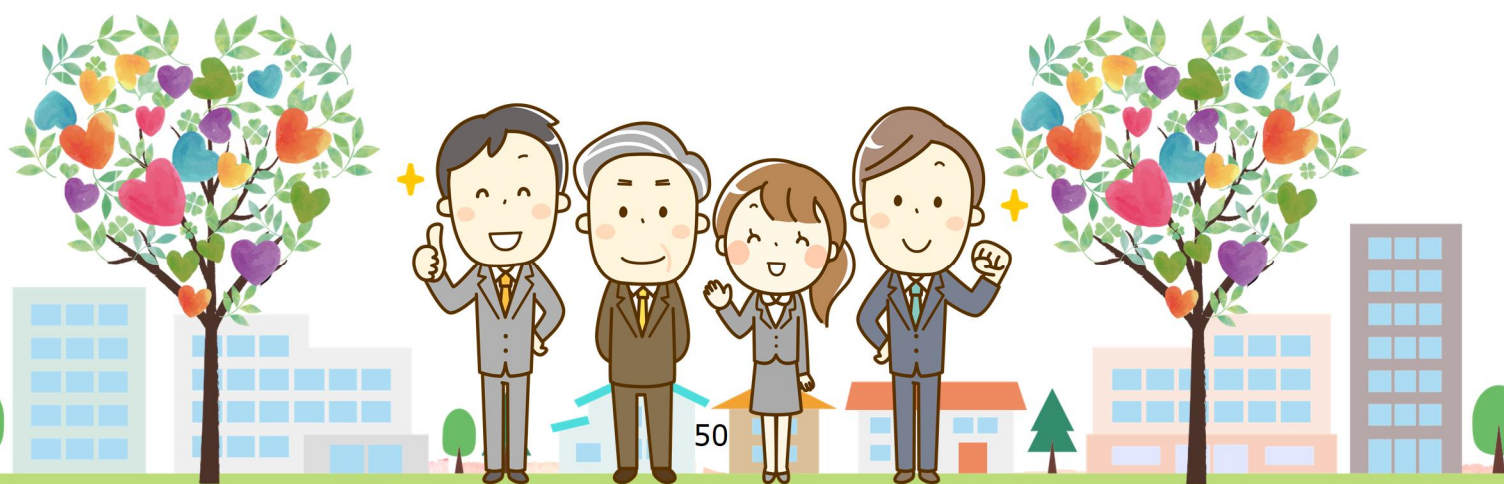
ライフサイクルにおいて、「こどもの時期」と「高齢期」は地域との結びつきが強く、少子高齢化が進む中、地域社会の果たす役割がより大きくなっています。

活動や交流を通して、地域の結びつきが強まり、疎外感を抱くことなく、誰もが暮らしやすい地域社会となるよう、自治会をはじめ、子ども会、青少年団体、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPO等による多様な活動が活発に展開されやすい地域づくりに取り組みましょう。

3 事業者の皆さんへ

近年、女性、外国人等様々な労働者が社会で活躍していますが、非正規雇用も依然多い状況であり、賃金格差、雇用不安、職場での孤立等の課題も生じています。

また、正規・非正規に関わらず、長時間労働による心理的ストレスを感じている人も増加しています。様々な人が働く社会の中で、これまで以上にコミュニケーションを大切に、人権を尊重した働きやすい職場環境をつくるとともに、誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指しましょう。





厚木市マスコットキャラクター

あゆぎ回^{ちん}

編集・発行

厚木市 市民交流部 市民協働推進課 令和7(2025)年3月発行

〒243-8511 厚木市中町3丁目 17 番 17 号

電話 046-225-2215 FAX 046-221-0275

e-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

右のQRコードから多言語(ふりがな付きを含む)でも御覧いただけます。

